

流山市優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注した建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事（以下「工事」という。）において、特に優良と認められる工事（以下「優良建設工事」という。）を選定し、当該工事を施工した受注者（以下「受注者」という。）及び当該工事に係る技術者を表彰することにより、受注者の健全な育成及び建設技術の向上並びに技術者の誇り及び資質の向上を図り、もって、適正な施工の確保及び良質な公共施設の整備の推進に寄与することを目的とする。

(表彰対象工事の要件)

第2条 優良建設工事は、次に掲げる要件のいずれにも該当する工事（以下「表彰対象工事」という。）から選定する。

- (1) 請負金額が5,000千円以上の工事
- (2) 市内に本店を置く建設業者（市内に本店を置く建設業者のみで構成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含む。以下同じ。）が施工した工事
- (3) 工事成績評定点（流山市工事検査規程（平成5年流山市訓令第4号）第10条に規定する成績評定により付する点数をいう。）が80点以上の工事
- (4) 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事

(表彰の欠格事項)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する受注者が施工した工事は、表彰の対象から除くものとする。

- (1) 表彰対象年度に工事成績評定点が65点未満の工事がある受注者
 - (2) 表彰対象年度の初日から表彰の日までの間に、建設業法に基づく監督処分又は市からの指名停止を受けている等、受注者として好ましくない行為を行った受注者
- 2 受注者が企業体の場合は、前項各号に該当する当該企業体構成員は表彰の対象としないものとする。

(推薦)

第4条 工事を所管する課等の長は、表彰対象工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事及び当該工事に係る主任（監理）技術者を、

流山市優良建設工事・優秀工事技術者推薦書（別記第1号様式）により、次条に規定する流山市優良建設工事選定委員会（以下「選定委員会」という。）に推薦することができる。

- (1) 創意工夫又は新技術の活用により、費用の縮減、工期の短縮等が図られたと認められる工事
- (2) 発注者の意図する工事の目的物が、優れた提案等により少ない費用で完成したと認められる工事
- (3) 著しく困難な条件のもとで、良好な工事の目的物が完成したと認められる工事
- (4) 工事の目的物の出来形、品質及び出来栄えが特に優れていると認められる工事
- (5) 施工技術及び施工管理が他の模範となると認められる工事

（選定委員会の設置）

第5条 優良建設工事及び優秀工事技術者を選定するため、選定委員会を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 上下水道事業管理者
- (3) 総合政策部長
- (4) 総務部長
- (5) まちづくり推進部長
- (6) 土木部長
- (7) 教育総務部長

3 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は上下水道事業管理者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 選定委員会は、第3項の規定により優良建設工事及び優秀工事技術者の選定を行ったときは、流山市優良建設工事・優秀工事技術者選定書（別記第2号様式）を作成するものとする。
- 6 委員長は、会議において優良建設工事及び優秀工事技術者を選定したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

（優良建設工事及び優秀工事技術者の決定）

第7条 市長は、前条第6項の規定による報告を受けたときは、速やかに優良建設工事及び優秀工事技術者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により決定をしたときは、流山市優良建設工事・優秀工事技術者選定結果通知書（別記第3号様式）により、当該決定を受けた優良建設工事を施工した受注者及び優秀工事技術者に通知するものとする。

（表彰）

第8条 表彰は、市長が定める日に優良建設工事を施工した受注者及び優秀工事技術者に表彰状を授与することにより行う。

（表彰の取消し）

第9条 市長は、表彰に係る工事に欠陥があったときその他優良建設工事及び優秀工事技術者を表彰することが不適当であると認められるときは、表彰を取り消すことができる。

（事務局）

第10条 選定委員会の事務その他この要綱に基づく表彰に関する事務は、総合政策部工事検査室において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成26年度以降に完成した工事について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の流山市建設工事表彰要綱の規定は、平成31年4月1日以後に完成した工事について適用し、同日前までに完成した工事については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。